

# 漁港における海業の推進に向けた 民間活力の導入について

---

令和6年2月  
水産庁計画課

# 漁港について

- ◆ 漁港は、漁業の根拠地として、地方公共団体である漁港管理者の下、管理されている社会インフラ。
- ◆ 現在、日本沿岸の津々浦々に2,777港の漁港が位置し、地域の水産業や漁村の生活を下支え。

## 第1種漁港 (三重県 船越漁港)

2,039港

その利用範囲が  
地元の漁業を主  
とするもの



## 第2種漁港 (福岡県 柄杓田漁港)

525港

その利用範囲が第  
1種漁港より広く、  
第3種漁港に属し  
ないもの



## 第3種漁港 (長崎県 長崎漁港)

114港

その利用範囲が  
全国的なもの



## 第4種漁港 (鹿児島県 口永良部漁港)

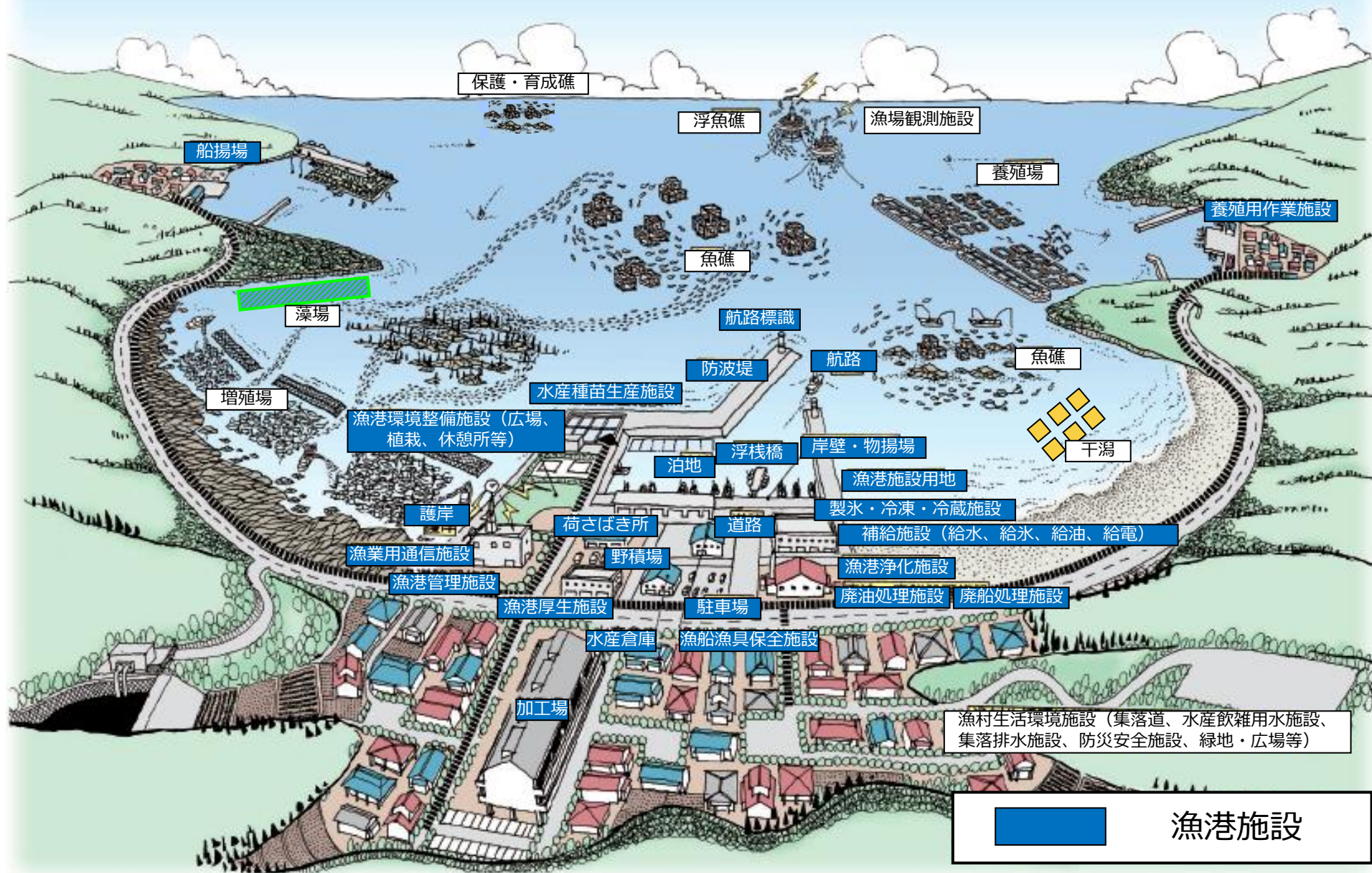
99港

離島その他辺地に  
あって漁場の開発  
又は漁船の避難上  
特に必要なもの



参考：港湾の総数は932港  
(国際戦略港湾5、国際拠点港湾18、重要港湾102、地方港湾807)  
※令和5年4月1日現在

# 漁港・漁場・漁村のイメージ



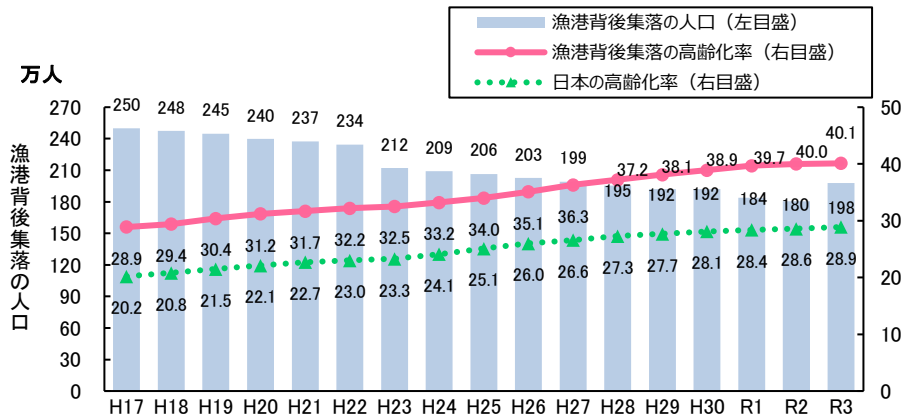
# 海業の推進について

- 漁村では、全国平均を上回る速さで人口減少や高齢化が進行し、活力が低下。一方、漁村の交流人口は約2千万人と大きなポテンシャルを有しており、漁村の賑わいの創出が重要。
- 豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を活かした海業（うみぎょう）※の推進により、地域の所得向上と雇用機会の確保を図ることが必要。

※海業（うみぎょう）：漁村の人々が、海や漁村に関する地域資源の価値や魅力を活用して所得機会の増大等を図る取組

## ■ 漁村の交流人口及び交流施設の設置状況の推移

	H28	H29	H30	R1	R2
交流人口（千人）	19,752	19,854	20,024	20,222	18,558
水産直売所等の交流施設（箇所）	1,421	1,371	1,390	1,451	1,490



資料：漁港背後集落の人口推移と高齢化率は水産庁調べ、全国の高齢化率は総務省「人口推計」（国勢調査実施年は国勢調査人口による）  
 (注1)高齢化率は、各区分ごとの総人口に占める65歳以上の人口の割合。  
 (注2)平成23（2011）～令和2（2020）年の漁港背後集落の人口及び高齢化率は、岩手、宮城及び福島の3県を除く集計。

## ■ 海業の場として漁港を活用



水産物販売施設



岸壁前に立地するレストラン



漁業体験



漁村の魅力を活かした宿泊（者泊）



水域を活用した増養殖



陸上養殖施設

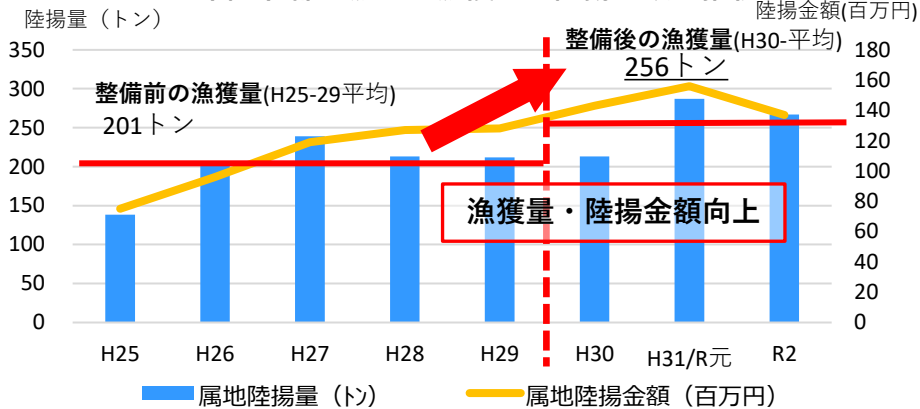
# 海業振興が水産業にもたらす効果事例

## ①直売所

場所：都屋<sup>とや</sup>漁港（沖縄県読谷村）  
 事業主体：読谷村<sup>よみたん</sup>漁業協同組合

- 老朽化した荷さばき所を食堂や直売所と一体的な複合施設として再整備（平成29年供用開始）。
- 直売所及び食堂で販売する食材を荷さばき所から直接仕入れるため、買い支え機能を果たしており、整備前と比較して漁獲量、陸揚金額が向上。

沖縄県 都屋漁港 漁獲量・陸揚金額の推移

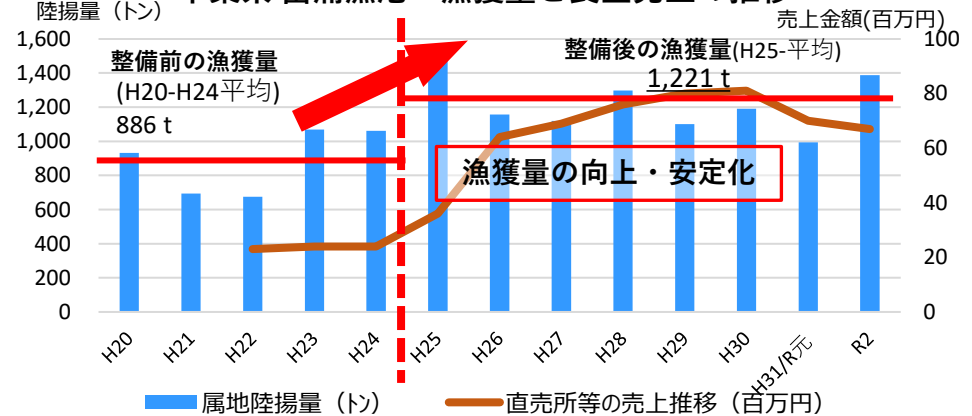


## ②魚食普及食堂

場所：富浦<sup>とみうら</sup>漁港（千葉県南房総市）  
 事業主体：岩井富浦漁業協同組合

- 観光等の異業種と連携し、魚食普及食堂を整備（平成24年供用開始）。
- 地域住民や都市住民の来訪客の増加により、食堂利用客、売上が増加。提供水産物のうち、約5割を富浦漁港から仕入れ、漁獲量の向上・安定化に寄与。

千葉県 富浦漁港 漁獲量と食堂売上の推移



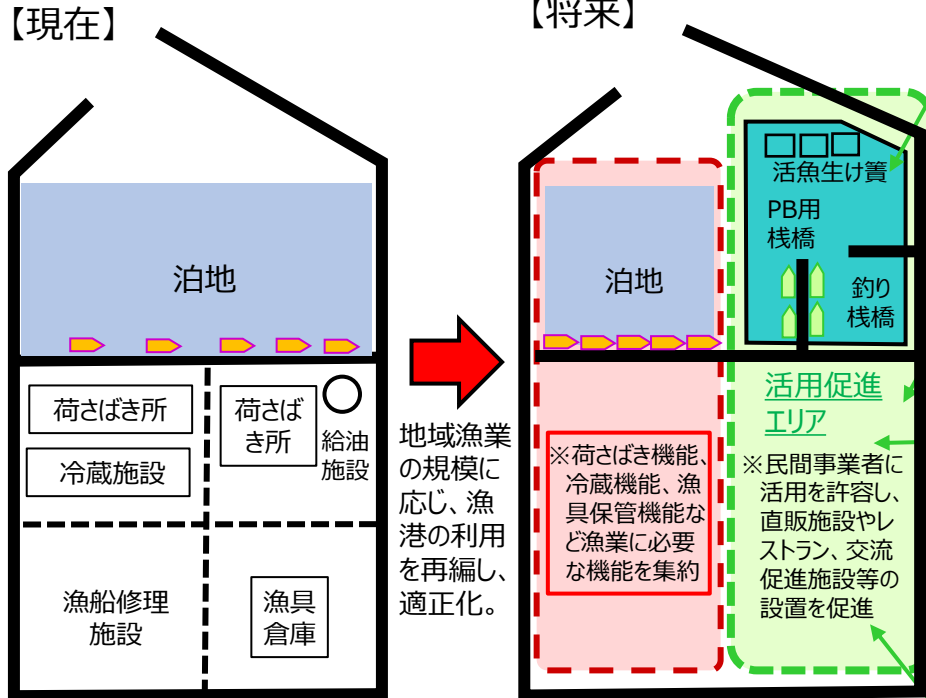
# 海業の推進に向けた漁港の利活用イメージ

- 地域漁業の規模にあわせて水産業に必要な機能を集約し、施設規模の適正化と漁港施設の再編・整理を実施。
- 地域の理解と協力の下、水産物の消費増進や交流促進など、地域の水産業を活性化する取組を促進。

## ■ 漁港を利用した海業展開に関する都道府県への意向調査結果（令和2年9月）

期待する活用の内容	具体的な内容	漁港数
消費増進・交流促進施設	・水産食堂、直売所等 ・漁業体験施設 ・遊漁施設 ・宿泊施設等 ・体験型イベント	277
増養殖		246
うち水域	・ナマコ養殖、ウニ・海藻の複合養殖 ・海藻バンクとしての活用	167
うち陸域	・ノリの陸上養殖エリアとして貸出 ・種苗生産等に係る施設 ・クロマグロ完全養殖施設	79
PB受入れ	・プレジャーボートの係留施設、収容施設 ・ビジターバース	97
水産加工	・水産加工場 ・海苔の共同乾燥施設	44
漁業用利用	・漁具保管施設 ・陸揚用浮棧橋を設置	11
研究施設	・民間研究機関への施設開放 ・研究拠点として活用	5
その他	・背後集落用駐車場 ・近隣漁港から避難できる漁港施設の整備 （※水産庁補助金等）	9

## ■ 漁港における海業推進のイメージ



漁業体験



直販施設



岸壁前に立地するレストラン



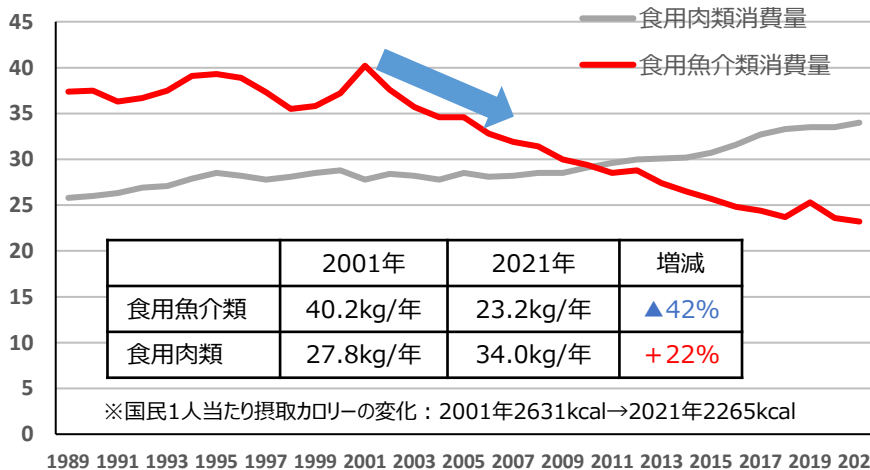
水産物の消費を促す宿泊施設

地域の漁業実態にあわせ、漁港施設の再編・整理、漁港用地の整序等により、海業の場として活用するスペースを創出。

# 漁港漁場整備法改正の考え方 (令和6年4月1日施行)

- 第211回国会で漁港漁場整備法を改正。法律名を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め。
- 水産物消費の大幅な減少等の課題に対し、漁港において、海や漁村の価値・魅力を活かす「海業」の推進を図り、併せて水産物の生産や流通の機能を強化していくことで、水産業の発展、漁業地域の活性化を図っていく。

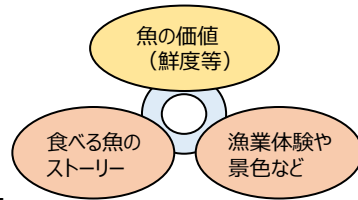
## 国民1人1年当たり食用魚介類・食用肉類の消費量 (kg/年)



(出所) 農林水産省「食料需給表」を基に水産庁作成 (※2021年は概算値)

## 漁港・漁村の「海業」に対するポテンシャル

- 漁港は、漁場に近く水揚げの根拠地であり、高い鮮度、漁業体験、独自の風景など、水産物の「コト消費」の場としての大きなポテンシャルを有している。

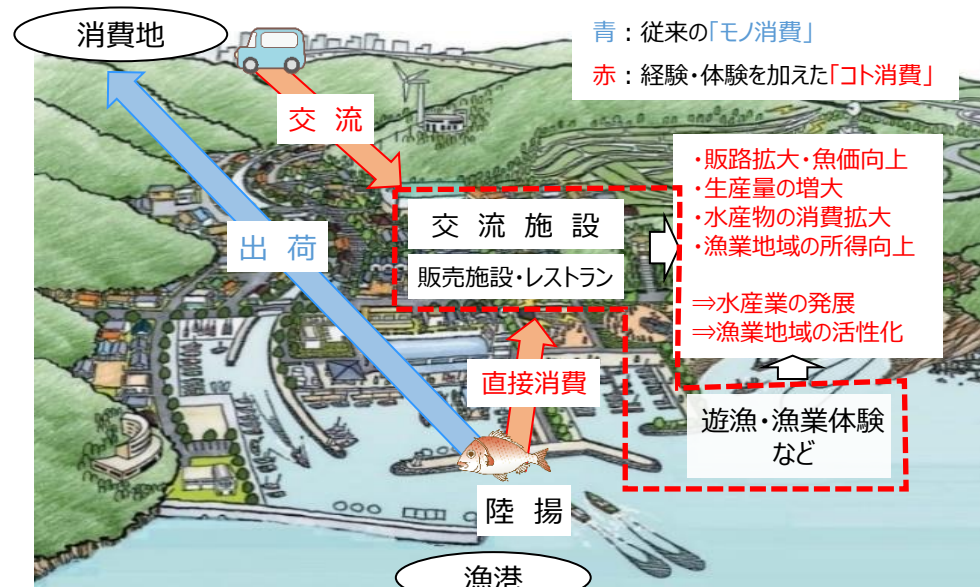


【漁村の交流人口及び交流施設の設置状況の推移】

	H28	H29	H30	R1	R2
交流人口 (千人)	19,752	19,854	20,024	20,222	18,558
水産直売所等施設 (箇所)	1,421	1,371	1,390	1,451	1,490

## ■ 改正のイメージ

漁港施設等活用事業の創設と漁港施設の見直しにより、水産物の消費増進と水産物の生産力強化を図る。



流通過程の衛生管理強化



直販機能の強化



陸上養殖による生産拡大

# 漁港施設等活用事業制度の創設

- 漁港について、漁業上の利用を前提として、その有する価値や魅力を活かし、水産業・漁村を活性化する制度を創設。
- 地域の理解と協力の下、漁業上の利用を確保した上で、漁港施設・水域・公共空地を有効活用し、水産物の消費増進や交流促進に資する事業を計画的に実施。

## ■ 漁港施設等活用事業（※1）の実施スキーム

### 基本方針【農林水産大臣】

- ・地域水産業の発展に資する漁港の役割や漁業上の利用の確保の考え方を記載

### 活用推進計画【漁港管理者（地方公共団体）】

- ・地域水産業の実態を踏まえ、事業の内容や区域等を決定
- ・漁業利用に支障を及ぼさないための措置
- ・漁業者等の意見聴取等地域の合意プロセス

申請

認定

### 漁港活用の実施計画【事業者】

- ・漁港管理者の計画の下、創意工夫を活かして事業計画（地域水産業の消費増進や交流促進）を策定
- ・漁港管理者の認定を受けた計画に基づき、長期安定的に事業を実施

### 【長期安定的な事業環境の確保のための特別措置】

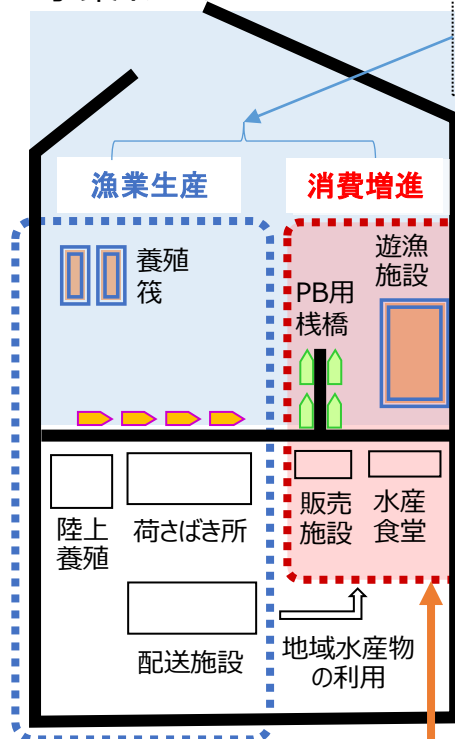
- ① 漁港施設（行政財産）の貸付け（最大30年）
- ② 漁港区域内の水域・公共空地の長期占用（最大30年）
- ③ 漁港水面施設運営権（みなし物権）（※2）の取得（最大10年、更新可）

※1 漁港施設等活用事業：漁港の漁業上の利用の確保に配慮しつつ、漁港施設、漁港区域内の水域、公共空地を活用し、当該漁港に係る水産業の発展及び水産物の安定に寄与する事業（水産物の消費増進、交流促進）

※2 漁港水面施設運営権：漁港施設等活用事業のうち、水面固有の資源を利用する遊漁や漁業体験活動、海洋環境に関する体験活動等の機会の提供を行うため、水面を占用して施設を設置し、運営する権利

本来機能を発揮しつつ  
安定的な事業環境を整備

## ■ 事業イメージ



漁業利用と海業利用の輻輳を避けつつ、漁業生産活動と消費増進に資する取組が相乗的に地域水産業の発展を後押し。

### 交流促進



遊漁、漁業体験活動又は海洋環境に関する体験や学習の機会の提供  
その他交流促進に資する事業

### 消費増進



販売施設又は飲食店の設置及び運営その他水産物の消費増進に資する事業



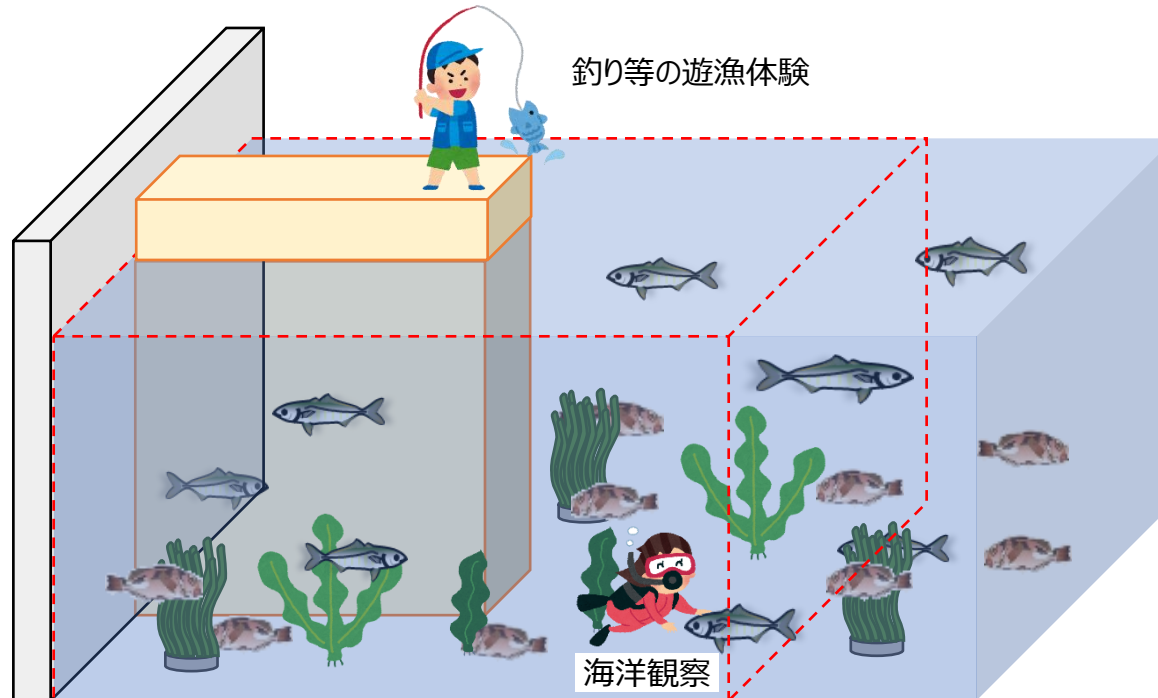
# 漁港水面施設運営権について

- 漁港水面施設運営権とは、①漁港の区域内の一定の水域における水面固有の資源を利用する漁港施設等活用事業を実施するために、②当該水面の占用をして必要な施設を設置し、運営する権利。
- 当該権利は物権とみなされ、土地に関する規定を準用。

## 【漁港水面施設運営権の性質】

- 最大10年間設定可能  
(事業期間内で更新可)
- 事業者自ら、妨害排除請求権を行使可能
- 施設整備の資金調達に際し、抵当権を設定可能

- ① 一定の水域の水面固有の資源※を利用  
(※水面固有の資源：魚類、海藻類等の水産動植物、及びこれらを含めた海洋環境そのもの)
- ② 水面を占有して事業※に必要な施設を設置し、運営  
(※遊漁、漁業体験活動又は海洋環境に関する体験活動若しくは学習の機会の提供を行う事業に限る。)



# 漁港施設等活用基本方針の概要（令和5年12月21日策定）

## <趣旨>

- ・漁港施設等活用事業の推進に当たって、法律の趣旨を踏まえた適切な運用がなされるよう、そのあり方を農林水産大臣が策定。
- ・地域の創意工夫を凝らした自由度の高い取組を全国に展開していくため、守るべき最低限の共通の考え方を明らかにするもの。

## <主な記載事項>

### I. 漁港施設等活用事業の推進に関する基本的な方向

#### ◇漁港施設等活用事業の前提

- ・水産業の発展及び水産物の安定供給に寄与すること。
- ・漁港は漁業上の利用が第一であり、十分な調整のもと実施されること。
- ・事業実施の効果が、地域の広範に及ぶこと。
- ・活用する漁港施設等の機能が適切に維持、保全されること。
- ・地域の十分な理解と協力のもと実施されること。

#### ◇漁港施設等活用事業の範囲

- ・消費増進事業（当該漁港における水産物の販売や料理の提供など）
- ・交流促進事業（遊漁、漁業体験活動、海洋環境に関する体験や学習の機会の提供など）

#### ◇漁港管理者の役割

- ・漁港利用の調整、漁港施設等の機能の維持、保全 等

### II. 漁港施設等活用事業の適切かつ確実な実施に関する事項

#### ◇活用推進計画の策定に関する基本的な考え方

- ・適切な事業内容や実施期間の設定の考え方
- ・活用を図る漁港施設等の設定の考え方
- ・事業実施後の原状回復措置の考え方 等

#### ◇活用推進計画の策定に当たっての関係者との調整の考え方

- ・漁協、漁業者等への意見聴取 等

#### ◇実施計画の認定の基本的な考え方

- ・漁港の漁業上の利用を阻害するおそれがないこと
- ・漁港の保全に著しく支障を及ぼすおそれがないこと 等

### III. 漁港水面施設運営権に関する基本的な事項

#### ◇漁港水面施設運営権の対象となる事業の範囲

- ・水面に存する水産動植物や海洋環境等の価値を利用する遊漁、漁業体験活動、海洋環境に関する体験や学習の機会の提供を行う事業

### IV. 漁港施設等活用事業の実施に際し配慮すべき漁港の漁業上の利用の確保に関する事項

#### ◇漁港の漁業上の利用の確保に関する基本的な考え方

- ・漁業根拠地としての機能が将来にわたって発揮されること

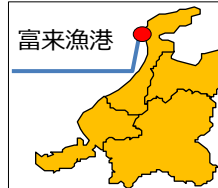
#### ◇漁港の漁業上の利用を阻害するおそれがないものであること

- ・漁業上の利用との重複がないよう、空間的、時間的に調整
- ・水域における漁船とその他船舶との動線に関する配慮
- ・陸域における漁業上の利用とその他利用との動線に関する配慮

### V. その他重要事項

#### ◇法令遵守、漁港利用者の安全確保、環境との調和 等

# 海業の取組事例（石川県・富来漁港）



- 漁港内の静穏水域を活用して、定置網で漁獲したサバ等の蓄養や、トラウトサーモンの養殖を実施。
- 漁港施設用地（補助用地）と単独用地の交換により、飲食店（回転寿司）と直売所を開店し、蓄養・養殖した新鮮な魚介類を来訪者に提供。
- 漁港来訪者の大幅な増加とともに、新たな雇用創出と漁業者の所得向上を実現。



## 事業の実施のために講じた措置

- 漁港施設用地（行政財産）と県単独用地を交換し、飲食店や販売施設の設置に必要な用地を創出（※）
- ⇒ 用途が限定された漁港施設用地（行政財産）と交換できる用地が周辺に無い場合、用地の取得が困難。
- ⇒ 用地交換に係る調整が必要。

※行政財産は本来の用途以外での貸付けが不可

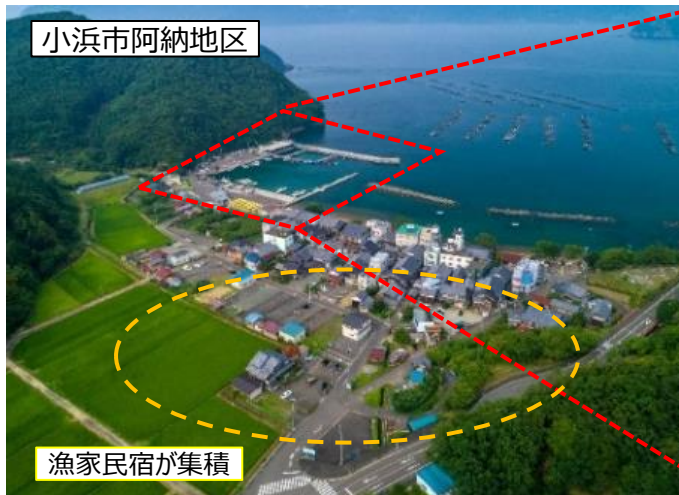
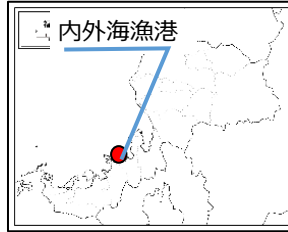


## 漁港施設等活用事業で可能となること

- 行政財産である漁港施設用地を事業用地として貸付け可能。
- ⇒ 漁港施設用地（行政財産）以外の用地が周辺に無くても施設の設置が可能。
- ⇒ 用地取得のための時間がかからない。

# 海業の取組事例（福井県小浜市・内外海漁港）

- 内外海漁港の港内を活用して、平成19年より「ブルーパーク阿納」を開所し、交流・体験型の食に関する教育の受入を開始。
- 港内泊地を釣り体験の場に活用するとともに、用地を釣った魚を捌いたり食べたりするスペースに活用。
- 漁港背後には、地元水産物を提供する「漁家民宿」が多数。地域一帯となって漁業体験、水産物消費、宿泊とパッケージとなった体験型ツアーを展開し、施設への利用数は年々増加しており、地域活性化に寄与。



## 事業の実施のために講じた措置

- 漁港漁場整備法第39条に基づき、漁港区域内の水域を占有許可。
  - ⇒ 占有許可期間は最大10年。
  - ⇒ 一時的な使用許可であり、権利ではない。
- 漁港管理規程に基づき、漁港施設用地の占有を許可。
  - ⇒ 占有許可期間は最大10年。一時的な使用許可であり、権利では無い。



## 漁港施設等活用事業で可能となること

- 水域の長期占有が可能となるほか、施設の設置・運営の際に、「漁港水面施設運営権」（みなし物権）の設定が可能。
  - ⇒ 最大30年の長期占有又は最大10年（事業期間内で更新可能）の漁港水面施設運営権の設定が可能。
  - ⇒ 水面における権利設定が可能であり、抵当権の設定が可能になることも含め、円滑な資金調達が可能。
- 行政財産である漁港施設用地の直接的な貸付けにより、飲食店や販売施設等の設置が可能。
  - ⇒ 最大30年で、賃借権に基づき事業が実施可能となり、参入・資金調達がしやすくなる。

## ■ 海業に取り組む皆様へ

### ・「海業支援パッケージ」(令和5年度版) 公表中

水産庁では、海業をさらに推進するため、関係11府省庁の協力の下、海業に関連した国などの支援策をまとめた「海業支援パッケージ」(令和5年度版)を取りまとめています。

### ・「海業振興総合相談窓口」(海業振興コンシェルジュ) 設置中

水産庁では、漁港やその周辺の漁業地域において海業振興に取り組む方々に向けた総合相談窓口を開設しています。(設置場所:水産庁整備課)

(詳細) [https://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/umigyo\\_shinko.html](https://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/umigyo_shinko.html)

(問い合わせ先)

水産庁漁港漁場整備部計画課  
海業制度検討チーム

内田、首藤、北川、野澤

TEL 03-6744-2407